

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法、雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2011年雇用平等(退職年齢規定廃止)規則 (Employment Equality (Repeal of Retirement Age Provisions) Regulations 2011)	一般雇用機会均等法(AGG)など
施行年月	2013年4月(改正法) (60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2011年4月	2006年8月
定年制	可(60歳以上) 但し、65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年年齢の廃止のいずれか)。2013年4月から継続雇用の対象者は希望者全員。継続雇用先は、自社だけでなく、グループ内の他社も可能。	原則不可 例外として、 (1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制、 (2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制、がある。	原則不可 但し、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある(例えば著しい体力や精神力を要する業務等)	可 AGG10条5項において定年制は差別禁止の例外として列挙されている。 また、定年制(労働者が年金受給年齢に達した際、解雇通知なしに雇用関係を終了することを事前に取り決めた合意)は、社会法典第6編(SGB VI)41条を根拠に合法とみなされている。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は、離職することとなっている高齢者が再就職を希望するときは、当該高齢者が可能な限り早期に再就職できるよう、当該高齢者の在職中の求職活動や職業能力開発について、主体的な意思に基づき求職活動支援書作成等、積極的に支援することにより、再就職の援助に努めるものとする。高齢者雇用確保措置を実施していない企業に対し、労働局、ハローワークが指導、勧告を行い、それでも是正されない場合は企業名を公表。	雇用における年齢差別禁止法	雇用における年齢差別の禁止	解雇制限法による高齢者の解雇保護 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。

3 就業構造

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法令	労働法典L1132-1条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)	「労働者の定年・退職に関する国務院の暫定規則」「高齢者・弱者・病人・障害者の幹部の配置に関する暫定規則」	雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律
施行年月 定年制	(2010年1月に改正) 可(原則として、70歳以上) 但し、一定の条件下、67歳以上の定年設定が可能。 (1955年以前生まれの従業員に対しては、65歳4か月～66歳8か月以上の定年設定が可能。)公務員の場合は職種により55～65歳(但し、延長が可能な場合もある)。	1978年6月 可 男性60歳、女性50歳、女性幹部55歳以上 但し、1983年に国務院の「高度な専門家の離職・休職・退職の若干の問題に関する暫定規定」(第2条第4項)により、「学術上の造詣が深く、国内・海外で重要な影響力をを持つ専門家については、国務院の承認により、離職・休職・退職要件を一時的に緩和し、研究または著述活動を継続して行うことができる。	2008年3月 可(60歳以上の努力義務) 2013年の法改正により、従業員300人以上の事業所及び公共機関は2016年より、300人未満の事業所は2017年より、定年年齢を60歳以上とすることが義務化される。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドラランド拠出金)の廃止 50歳以上の労働者を解雇する場合、企業が失業保険の拠出金を支払う制度は、(中高年の採用を躊躇する原因になると考えられていたため,) 2008年1月1日に廃止された。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。		「雇用上の年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」に基づき、解雇をはじめ、募集・採用、賃金及び賃金以外の金品支給、福利厚生、教育・訓練と配置、転勤、昇進、退職、解雇などあらゆる分野で年齢を理由とする差別が禁止されている。

資料出所 厚生労働省、アメリカ連邦労働省、イギリスGov.uk、ドイツ労働社会省、フランス法律データベース(Legifrance)及び労働省等、中国国務院、韓国雇用労働部、各ウェブサイト